

思想・良心の自由、信教の自由・政教分離原則について

学習院大学法学部長 野坂 泰司

はじめに

思想・良心の自由(憲法19条)

1 思想・良心の自由の意義

「思想」「良心」とは何か

人間存在にとって根源的な自由

2 憲法19条成立の背景

明治憲法における思想の自由保障の欠落

明治憲法下での思想の自由抑圧の経験 治安維持法

3 思想・良心の自由の位置づけ

信教の自由(憲法20条)との関係

思想の自由の包括的保障

4 思想・良心の自由の保障と限界

思想の告白強制の禁止(「沈黙の自由」の保障)

思想を推知せしめる具体的事実や知識の探知の禁止

三菱樹脂事件(最大判昭和48・12・12)

東電塩山営業所事件(最二小判昭和63・2・5)

麹町中学内申書事件(最二小判昭和63・7・15)

思想に基づく不利益の賦課、差別的取扱いの禁止

Hate crime の加重処罰

自己の思想・良心に反する行為強制の禁止

南九州税理士会事件(最三小判平成8・3・19)

群馬司法書士会事件(最一小判平成14・4・25)

良心的兵役拒否

裁判員になることの拒否

国旗敬礼・国歌斉唱の拒否 Cf. Board of Edu. v. Barnette (1943)

限界: 謝罪広告強制事件(最大判昭和31・7・4)

新聞記者の取材源に関する証言拒否(最大判昭和27・8・6)

信教の自由（憲法 20 条 1 項前段、2 項）・政教分離原則（同条 1 項後段、3 項、89 条前段）

1 信教の自由の意義

信仰の自由、宗教的行為の自由、宗教的結社の自由
人権宣言の中核を成す最も重要な人権の 1 つ

2 政教分離原則の意義

国家と宗教（特定の宗教団体のみならず、宗教一般）との分離
宗教団体の特権享受・「政治上の権力」行使の禁止、国家の宗教的活動の禁止
信教の自由の保障を「一層確実なものとするため」（津地鎮祭事件判決）
アメリカ型の厳格分離の採用

3 憲法 20 条、89 条成立の背景

明治憲法における信教の自由保障の不徹底
明治憲法下での信教の自由抑圧の経験 「国家神道」体制、神社非宗教論

4 信教の自由の保障と限界

信仰告白の強制禁止、信仰（不信仰）を理由とする不利益賦課の禁止
宗教上の祝典、儀式、行事その他布教等を任意に行う自由（宗教的行為への参加
を強制されない自由 憲法 20 条 2 項で特に規定）

他者と共同して特定宗教の布教・宣伝活動を目的とする団体を結成する自由
限界：必要不可欠な公共的利益を達成するための最小限度の規制であるか否か
加持祈祷事件（最大判昭和 38・5・15）

宗教法人オウム真理教解散命令事件（最一小決平成 8・1・30）

「エホバの証人」剣道実技拒否事件（最二小判平成 8・3・8）

5 政教分離原則違反の有無

判断基準としての目的効果基準の意義と問題点

津地鎮祭判決（最大判昭和 52・7・13）

愛媛玉串料判決（最大判平成 9・4・2）

政教分離原則の下で許される国家行為の限界

判例上、神式地鎮祭は「合憲」、玉串料公金支出は「違憲」

自衛官合祀訴訟（最大判昭和 63・6・1）

忠魂碑訴訟（最三小判平成 5・2・16、長崎地判平成 2・2・20）

即位礼・大嘗祭関係訴訟（大阪高判平成 7・3・9、同平成 10・12・15）

内閣総理大臣の靖国神社参拝問題（大阪地判平成 16・2・27）

「公式参拝」につき、福岡高判平成 4・2・28、大阪高判平成 4・7・30、

仙台高判平成 3・1・10

結びに代えて

